

1. チェックシート

【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類】

(提出前に□に✓を記入してご確認ください)

申請先：さいたま市 環境局 環境共生部 環境総務課 環境政策係

電話：048-829-1325 FAX：048-829-1991

所在地：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎7階

申請書

被相続人居住用家屋確認申請書
(様式1-2)

記入例を確認の上、ご記入ください。
申請書は、相続人ごとに作成してください。

必要書類	コピー	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> ①被相続人の除票住民票 ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合には、被相続人の戸籍の附票も必要(戸籍の附票は本籍地の市区町村で取得できます)	原則不可	各区役所、支所、市民の窓口など	被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します。
<input type="checkbox"/> ②相続人全員の住民票 ※被相続人の死亡時以降に相続人が居住地を2回以上移転している場合、戸籍の附票も必要	原則不可	同上	相続時から家屋の取壊しまで、当該相続人全員が当該家屋に居住していないことを確認します。 取壊し日以降に取得してください。
<input type="checkbox"/> ③家屋又は敷地の売買契約書	可	仲介業者など	相続した家屋の取壊し後の敷地の譲渡日を確認します。
<input type="checkbox"/> ④取壊し後の建物の閉鎖事項証明書	原則不可	法務局	相続した家屋の取壊し日を確認します。
<input type="checkbox"/> ⑤(i)から(iii)のいずれか			
(i)電気、ガス、水道いずれかの使用中止日がわかる証明書 (相続時から取壊しまでの間に使用中止しているもの) 【代替書類の例】 ・電気、ガス、水道いずれかの閉栓時の領収書、請求書、又は最終支払月の料金支払証明書など (当該家屋の住所記載があるもの)	可	電力会社、ガス会社、水道局など	相続した家屋が「空き家」の状態となっていることを確認します。 ※(i)の使用中止日がわかる証明書は各会社で発行していないこともありますので、代替書類も確認ください。 なお、水道の閉栓証明はさいたま市の水道局※1で取得できます。
(ii) 仲介業者による広告 (宅地建物取引業者による広告) ※所在地記載、「空き家、古家、上物あり」の状態、「更地渡し」などの記載があるもの	可	仲介業者など	※1【家屋の所在地が中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】 ⇒南部水道営業所：048-665-3220
(iii) その他、相続時から譲渡時まで居住等がなかったことを認める書類 【書類の例】 ・さいたま市シルバー人材センターに空き家等管理業務を依頼していた場合の請書等	可	シルバー人材センター	【家屋の所在地が西区、北区、見沼区、大宮区、岩槻区】 ⇒北部水道営業所：048-714-9903
<input type="checkbox"/> ⑥更地の写真 ※日付記入(手書き可)	可	解体業者、仲介業者など	相続した家屋の取壊し後の敷地が別の建物等の敷地の用に供されていないかを確認します。
<input type="checkbox"/> 返信用封筒(郵送返却希望の場合)			申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ったもの。

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、1ページ目の各書類と以下の⑦～⑨の全てを併せてご用意ください。

必要書類	コピー	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> ⑦被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等 【代替書類】 ・要介護認定等の決定通知書、施設で発行された要介護認定等に関する記録書類等	可		要介護、要支援、生涯支援区分等の認定を受けていたことを確認します。
<input type="checkbox"/> ⑧施設入所時の契約書	可	同上	施設の名称、種類、所在地等の確認をします。
<input type="checkbox"/> ⑨(i)から(iii)のいずれか			
(i)電気、ガス、水道いずれかの使用中止日がわかる証明書 (相続時から取壊しまでの間に使用中止しているもの) 【代替書類】 ・電気、ガス、水道いずれかの閉栓時の領収書、請求書、又は最終支払月の料金支払証明書など (当該家屋の住所記載があるもの)	可	電力会社、ガス会社、水道局など	被相続人が施設に入所してからも、当該家屋が一定の使用をされ、かつ事業の用、貸付けの用、及び被相続人以外の居住の用となっていなかったことを確認します。 ※(i)の使用中止日がわかる証明書は各会社で発行していないこともありますので、代替書類も確認ください。なお、水道の閉栓証明はさいたま市の水道局で取得できます。
(ii)老人ホーム等が有する外泊、外出の記録	可	入所施設など	
(iii)その他要件を満たしていることが容易に認められる書類 【例】当該家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物、家財道具等処分費用の領収書など	可		

※入所されていた施設の種類や状況等によっては、本特例の対象外になる場合があります。
 ※上記の書類をご用意できない場合、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合があります。ご不明な点がございましたらご連絡・ご相談ください

※郵便物の重さの目安

返送する被相続人居住用家屋等確認書は、A4用紙2枚が一般的です。

	重さ	金額
長方3号 (A4横三折)	25 g 以内	84円
角型2号 (A4折らず)	25 g 以内 (封筒等により50 g 以内)	120円

※封筒や用紙、返却する添付書類等により重さが変わります。

※切手不足の不足分は受取人払でお願いする場合がございます。

※郵便が届かない等の心配がある方は、郵便局が提供するレターパックなど郵便物の追跡ができるサービスをご活用ください。サービスの詳細については、郵便局にお問い合わせください。